

衛生管理者制度と能力向上教育

武田労働衛生コンサルタント事務所 武田繁夫

事業場における安全衛生管理体制は労働安全衛生法で定められており、衛生管理者は衛生に係る技術的事項を管理する役割を担うこととされている。

事業場における衛生は、「産業保健」や「労働衛生」などと言われるが、ILO（国際労働機関）とWHO（世界保健機関）の合同委員会では、「労働者の身体的、精神的及び社会的健康を最高度に維持、増進させること」、「労働条件による労働者の健康を損なうことを予防すること」、「労働者を健康に対する危険有害な要因から保護すること」、「労働者の生理的、心理的能力に適した職場環境に労働者を配置し、健康を保持すること」を目的としている。衛生管理者制度ができたのは、終戦後昭和22年に労働基準法が作られた際に、現在の「産業医」の前身である「医師である衛生管理者」と「医師でない衛生管理者」の選任が義務付けられたときに始まる。

衛生管理者には資格要件が定められているが、多くは衛生管理者免許試験を受けて資格を取得することが多い。会社によっては、管理職になる際の要件として衛生管理者免許取得を義務付けているところや、ラインの管理職を衛生管理者として選任するところもあり、平成25年には、81,054人が衛生管理者試験を受験し、47,678人が合格している。

衛生管理者の業務は、総括安全衛生管理者が行うべき業務のうち衛生に係る技術的事項を管理することに加え、週に一回作業場の巡視などが定められている。労働者の健康に係る危険有害要因は、化学物質がもたらす化学的要因、振動や騒音などの物理的要因、作業姿勢や強度などの作業要因、感染症などの生物学的要因、長時間労働や職場の人間関係などの心理・社会的要因があり、それぞれの作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育など多岐にわたる活動が衛生管理者に求められている。

衛生管理者として初めて業務に従事する際や、一定期間ごとあるいは機械設備などに大幅な変更があった際に、事業者が能力向上教育を行うことや労働者に受ける機会を与えることとされている。能力向上教育のカリキュラムや講義時間なども定められているが、義務化されていないことや、カリキュラムが法律の改定などの働く環境の変化に必ずしも対応できていないこともあり、十分機能していないように見受けられる。衛生管理者がその役割を十分に果たすためにも、継続的な教育の機会が得られるようにすることが必要である。